

岩手県告示第 486 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により定めた県営土地改良事業計画を次のとおり変更した。

なお、同法第 87 条の 3 第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により、平成 19 年 6 月 13 日から同年 7 月 10 日まで関係書類を縦覧に供する。

平成 19 年 6 月 8 日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
増沢東部	当該事業計画に係る土地改良事業計画書の写し	奥州市役所